

伊達市原油価格・物価高騰対策支援金 実施要領

令和4年9月27日策定

(通則)

第1条 伊達市原油価格・物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の申請について、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、原油価格・物価高騰の影響が広く様々な業種に及んでいることから、その状況を緩和するため、支援金を給付し、事業の継続を支援することを目的とする。

(事務局の設置)

第3条 伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、前条の目的を達成するため、伊達商工会議所内に事務局を設置し、給付に必要な事務を行う。

(定義)

第4条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事務所、営業所、店舗など、事業活動が行われている場所をいう。
- (2) 常時使用する従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく、予め解雇の予告を必要とする者のことをいい、かつ次に掲げるいずれにも該当しない者をいう。
 - ア 会社役員である者。ただし、従業員を兼務する役員は除く。
 - イ 個人事業主本人、及びその同居する家族従業員である者。
 - ウ 申請日時点で、育児休業中、介護休業中、傷病休業中、又は休職中の社員である者。
 - エ 日々雇い入れられる者、又は2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者。
 - オ 1か月の所定労働時間が同一の事業所等に雇用される通常の従業員の所定労働時間と比べ4分の3以下のパートタイム労働者等である者。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業基本法に定める小規模企業者をいう。
- (5) 特定事業者 次に掲げるいずれかに該当する事業者をいう。
 - ア 公衆浴場法（昭和23年法律139号）による許可を受け、かつ、物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づき入浴料金が統制されている一般公衆浴場（公設を除く。）を営む個人又は法人。
 - イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に定める許可を得て、「一般貨物自動車運送事業」、又は「特定貨物自動車運送事業」を営む個人又は法人、又は同法に定める届出を行い、「貨物軽自動車運送事業」を営む個人又は法人。
 - ウ 道路運送法（昭和26年法律183号）に定める許可を得て、「一般貸切旅客自動車運送事業」を営む個人又は法人。
 - エ クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条第1項に定める届出を行い、確認証が交付されている普通洗濯業を営む個人又は法人。
- (6) 継続支援関係にある者 伊達商工会議所会員（特別会員を含む。）である事業者をいう。

(支援金の交付対象者)

第5条 支援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年9月1日以前から、伊達市内の事業所等において事業を開始しており、今後も継続して事業を行う事業者であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る業種別ガイドラインを遵守していること。
- (3) 北海道が定めた「新北海道スタイル」の構築に向けた取組みを実施していること。
- (4) 農林水産業を営む事業者ではないこと。
- (5) 過去にこの要領に基づく支援金、伊達市企画財政部企画財政課が行う原油価格・物価高騰対策支援金交付事業（公共交通分野）の交付を受けた事業者ではないこと。
- (6) 伊達市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年条例第27号）に定める公の施設の指定管理者ではないこと。
- (7) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人ではないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者ではないこと。
- (9) 政治団体ではないこと。
- (10) 宗教上の組織又は団体ではないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員若しくは反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）ではないこと、又は暴力団等と関係を有する者ではないこと。
- (12) 第1号から第11号に掲げる者のほか、支援金の目的に照らして適当でないと実行委員会が判断する者。

(支援金の基本額)

第6条 申請者へ交付する支援金の額は、中小企業者に10万円、小規模企業者又は個人事業者には5万円とする。ただし、特定事業者にあつては、次のとおりとする。

- (1) 第4条第5号アに該当する特定事業者は、浴場面積が500㎡超の場合は30万円、500㎡以下の場合は15万円とする。
- (2) 第4条第5号イに該当する特定事業者は、中小企業者の場合は20万円、小規模企業者の場合は10万円、個人事業者の場合は5万円とする。
- (3) 第4条第5号ウに該当する特定事業者は、中小企業者の場合は20万円、小規模企業者の場合は10万円とする。
- (4) 第4条第5号エに該当する特定事業者は、中小企業者の場合は30万円、小規模企業者の場合は20万円、個人事業者の場合は10万円とする。

(支援金の加算額)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金を加算する。ただし、当該各号の2以上に該当する場合にあつては、いずれか大きい額を加算することとする。

- (1) 第4条第5号アからエに掲げる特定事業者に該当しない者で、伊達市内に2事業所等以上ある場合は一律5万円
- (2) 第4条第5号イに該当する特定事業者は、次に掲げる貨物自動車の区分に応じ、当該区分に定める額の合計額
 - ア 貨物自動車の最大積載量が3トン以上の場合 1台につき3万円
 - イ 貨物自動車の最大積載量が3トン未満の場合 1台につき2万円
 - ウ 軽貨物自動車の場合 1台につき1万円
- (3) 第4条第5号ウに該当する特定事業者は、次に掲げる乗合自動車の区分に応じ、当該区分に定

める額の合計額

- ア 大型乗合自動車（車両全長9m以上又は旅客席数50席以上） 1台につき3万円
- イ 中型乗合自動車（大型、小型乗合自動車以外のもの） 1台につき2万円
- ウ 小型乗合自動車（車両全長7m以下かつ旅客席数29席以下） 1台につき1万円

（支援金の交付申請）

第8条 支援金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、伊達市原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書を実行委員会に提出しなければならない。ただし、第6条各号の2以上に該当する場合にあっては、いずれか一つのみ選択し申請書を実行委員会へ提出しなければならない。

2 申請者は、次に掲げる書類を添付し、実行委員会に提出しなければならない。ただし、継続支援関係にある者の場合は、全部又は一部の提出を省略することができる。

- (1) 税務署受付印又はe-Taxによる電子申告の受付番号が印字されている、直近事業年分の所得税確定申告書第一表の写し、市民税・道民税申告書の写し又は法人税確定申告書別表1の控え写し（申請日時点において、一度も決算期を迎えていない場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は法人の登記事項証明書の写し又は法人設立届出書の写し）
- (2) 個人事業者で所得税確定申告を行っている場合は、前号の所得税確定申告書に係る収支内訳書の写し又は所得税青色申告書決算書の写し、法人は法人事業概況説明書の写し
- (3) 申請書を提出する直近の月の出納簿等の写し
- (4) 中小企業者に該当する場合は、常時使用する従業員の氏名が確認できる従業員名簿等の写し
- (5) 個人事業者にあつては本人確認書類（運転免許証等）、法人にあつては履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）

(6) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が必要と認める書類

3 第7条第1号に該当する事業者は、事業所等が実在することを確認できる書類

4 第4条第5号イに該当する特定事業者は、次の各号に掲げる書類

- (1) 貨物自動車運送事業許可証の写し又は事業許可申請書の写し
- (2) 使用又は所有する車両の車検証の写し

5 第4条第5号ウに該当する特定事業者は、次の各号に掲げる書類を

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業許可証の写し又は事業許可申請書の写し
- (2) 使用又は所有する車両の車検証の写し

6 第1項の申請は、令和4年12月23日までに行わなければならない。ただし、実行委員会が特に認める場合は、この限りではない。

（支援金の交付決定）

第9条 実行委員会は、前条の支援金の交付申請があつたときは、当該交付申請に係る書類等を審査の上、交付又は不交付を決定し、伊達市原油価格・物価高騰対策支援金交付決定通知書、又は伊達市原油価格・物価高騰対策支援金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（支援金の交付時期）

第10条 実行委員会は、前条の規定により給付金の交付の決定をしたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第11条 実行委員会は、虚偽の申請又はその他不正行為により支援金を受給したことが判明した場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付された支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

附 則

この要領は、令和４年10月３日から施行する。

伊達市原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書

(公衆浴場に該当する事業者用)

令和 4 年 月 日

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会 様

以下のとおり、支援金の交付を申請します。

申請者の情報	本社・本店所在地	〒																			
	申請事業者名 (法人名又は屋号及び個人事業者等氏名)	フリガナ																			
		法人名又は屋号																			
		代表者役職																			
		フリガナ																			
		代表者名	姓											名							
	申請者の種別	選択	☐ 法人	法人番号																	
			☐ 個人事業者	個人事業者の自宅住所 (上記所在地と異なる場合のみ)	〒																
	担当者名	フリガナ																			
		氏名	姓											名							
	連絡先	固定電話											携帯電話								
	事業概要	業種											事業内容								
		URL											E-mail								
		最近一年間における概算売上高										円									
		従業員数	正社員	人	パート アルバイト	人	資本金・出資金	円													
設立年月日		西暦	年	月	日	決算月 ※法人の場合	月														
対象事業所等 (本社・本店が伊達市以外の場合のみ記載)	住所										名称										
	〒 伊達市																				
伊達商工会議所との関係	☐ 継続支援関係にあたる(会員) ☐ 継続支援関係にあたらぬ(非会員)																				

※継続支援関係とは、伊達商工会議所の会員のことをいいます。

【交付申請額】

下記の交付申請額を申請します。

申請額	浴場面積 (500㎡超)	浴場面積 (500㎡以下)
	☐ 30万円	☐ 15万円

建物面積 (一般公衆浴場分) のわかる書類の写しが必要です。

(注) 裏面にも記載事項があります。

【口座振込の申出】

実行委員会から交付される支援金については、下記への口座振込を申し出ます。

口座振込の申し出	金融機関	銀行	店名		預金種目	口座番号（右詰めで記入）			
		信用金庫 信用組合 協同組合	本店 支店		☐ 普通 ☐ 当座				
	金融機関コード(※)				店番号				(※)金融機関コードが不明な場合は空白で構いません。
	口座 カナ名義	(カタカナ)							

※ 口座名義人（カナ）については、通帳の見開きページより記載してください。

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。（法人の場合は、当該法人の口座に限ります。）

【宣誓・同意】

☐ 下記の宣誓・同意事項について同意します。

伊達市原油価格・物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の申請に当たり、次の1から2までのいずれにも宣誓し、次の3から9までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）に支援金を返還致します。

1. 支給要件を満たしていること。
2. 基本情報及び証拠書類等に虚偽のないこと。
3. 要領で定める確定申告書並びにその他証拠書類を5年間保存すること。
4. 実行委員会の求めに応じて、3で保存している情報を速やかに提出すること。
5. 実行委員会が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
6. 無資格受給（申請が支給要件を満たさないにもかかわらず支援金を受給することをいう。）又は正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。
7. 提出した基本情報等が支援金の事務のために第三者に提供される場合（支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報（第三者から取得される場合（支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の個人情報（第三者から取得する場合を含む。）があること。
8. 申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市等）の求めに応じて実行委員会が情報を提供することに同意すること。
9. 支給要領に従うこと。

提出書類チェックリスト

※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

☐ 確定申告書等	☐ 帳簿書類等（営業実態がわかるもの）
☐ 本人確認書類（個人のみ）	☐ 通帳の写し（オモテ面・通帳を開いた1、2ページ）
☐ 履歴事項全部証明書（法人のみ）	☐ 建物面積（普通公衆浴場分）のわかる書類の写し

※添付書類については、リーフレット、要領を確認の上、忘れずに添付してください。

※以下の欄には記載しないでください。

交付決定額 （基本額）	円
----------------	---

審査	担当

※事務局受付印

伊達市原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書

(運輸業に該当する事業者用)

令和 4 年 月 日

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会 様

以下のとおり、支援金の交付を申請します。

申請者の情報	本社・本店所在地	〒																						
	申請事業者名 (法人名又は屋号及び個人事業者等氏名)	フリガナ																						
		法人名又は屋号																						
		代表者役職																						
		フリガナ											姓						名					
	申請者の種別	選択	☐ 法人	法人番号																				
		☐ 個人事業者	個人事業者の自宅住所 (上記所在地と異なる場合のみ)	〒																				
	担当者名	フリガナ											姓						名					
		氏名																						
	連絡先	固定電話											携帯電話											
	事業概要	業種											事業内容											
		URL											E-mail											
最近一年間における概算売上高															円									
従業員数		正社員	人	パート アルバイト	人	資本金・出資金	円																	
設立年月日		西暦	年	月	日	決算月 ※法人の場合	月																	
対象事業所等 (本社・本店が伊達市以外の場合のみ記載)	住所										名称													
	〒 伊達市																							
伊達商工会議所との関係	☐ 継続支援関係にあたる(会員) ☐ 継続支援関係にあたらぬ(非会員)																							

※継続支援関係とは、伊達商工会議所の会員のことをいいます。

【交付申請額】

下記の交付申請額を申請します。

申請額	中小企業	小規模企業	個人事業主		
☐	20万円	☐	10万円	☐	5万円

中小企業に該当する事業者は、従業員名簿等の証拠書類の提出が必要です。

【給付金の加算額】

下記の加算額を申請します。

加算額	車両の種類	台数による加算額		
	貨物自動車(最大積載量3トン以上)	台	×3万円	左記の 合計額 万円
	大型乗合自動車(車両全長9m以上又は旅客席数50席以上)	台	×2万円	
	貨物自動車(最大積載量3トン未満)	台	×2万円	
	中型乗合自動車(大型、小型乗合自動車以外のもの)	台	×1万円	
	軽貨物自動車	台	×1万円	
	小型乗合自動車(車両全長7m以下かつ旅客席数29席以下)	台	×1万円	

上記に記載した車両の証拠書類の提出が必要です。

(注)裏面にも記載事項があります。

【口座振込の申出】

実行委員会から交付される支援金については、下記への口座振込を申し出ます。

口座振込の申し出	金融機関	銀行	店名		預金種目		口座番号（右詰めで記入）				
		信用金庫 信用組合 協同組合	本店 支店		☐ 普通 ☐ 当座						
	金融機関コード(※)				店番号			(※)金融機関コードが不明な場合は空白で構いません。			
	口座 カナ名義	(カタカナ)									

※ 口座名義人（カナ）については、通帳の見開きページより記載してください。

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。（法人の場合は、当該法人の口座に限ります。）

【宣誓・同意】

☐ 下記の宣誓・同意事項について同意します。

伊達市原油価格・物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の申請に当たり、次の1から2までのいずれにも宣誓し、次の3から9までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）に支援金を返還致します。

1. 支給要件を満たしていること。
2. 基本情報及び証拠書類等に虚偽のないこと。
3. 要領で定める確定申告書並びにその他証拠書類を5年間保存すること。
4. 実行委員会の求めに応じて、3で保存している情報を速やかに提出すること。
5. 実行委員会が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
6. 無資格受給（申請が支給要件を満たさないにもかかわらず支援金を受給することをいう。）又は正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。
7. 提出した基本情報等が支援金の事務のために第三者に提供される場合（支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること。
8. 申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市等）の求めに応じて実行委員会が情報を提供することに同意すること。
9. 支給要領に従うこと。

提出書類チェックリスト

※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

☐ 確定申告書等	☐ 帳簿書類等（営業実態がわかるもの）
☐ 本人確認書類（個人のみ）	☐ 通帳の写し（オモテ面・通帳を開いた1、2ページ）
☐ 履歴事項全部証明書（法人のみ）	☐ 貨物又は旅客自動車運送事業許可証または事業許可申請書

※添付書類については、リーフレット、要領を確認の上、忘れずに添付してください。

※以下の欄には記載しないでください。

交付決定額 （基本額＋加算額）	円
--------------------	---

審査	担当	※事務局受付印

伊達市原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書

(普通洗濯業に該当する事業者用)

令和 4 年 月 日

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会 様

以下のとおり、支援金の交付を申請します。

申請者の情報	本社・本店所在地	〒																			
	申請事業者名 (法人名又は屋号及び個人事業者等氏名)	フリガナ																			
		法人名又は屋号																			
		代表者役職																			
		フリガナ																			
		代表者名	姓										名								
	申請者の種別	選択	☐ 法人	法人番号																	
			☐ 個人事業者	個人事業者の自宅住所 (上記所在地と異なる場合のみ)	〒																
	担当者名	フリガナ																			
		氏名	姓										名								
	連絡先	固定電話										携帯電話									
	事業概要	業種										事業内容									
		URL										E-mail									
		最近一年間における概算売上高										円									
		従業員数	正社員	人	パート アルバイト	人	資本金・出資金	円													
設立年月日		西暦	年	月	日	決算月 ※法人の場合	月														
対象事業所等 (本社・本店が伊達市以外の場合のみ記載)	住所										名称										
	〒 伊達市																				
伊達商工会議所との関係	☐ 継続支援関係にあたる(会員) ☐ 継続支援関係にあたらぬ(非会員)																				

※継続支援関係とは、伊達商工会議所の会員のことをいいます。

【交付申請額】

下記の交付申請額を申請します。

申請額	中小企業	小規模企業	個人事業主
☐	30万円	☐	20万円
☐		☐	10万円

中小企業に該当する事業者は、従業員名簿等の証拠書類の提出が必要です。

(注) 裏面にも記載事項があります。

【口座振込の申出】

実行委員会から交付される支援金については、下記への口座振込を申し出ます。

口座振込の申し出	金融機関	銀行	店名		預金種目	口座番号（右詰めで記入）			
		信用金庫 信用組合 協同組合	本店 支店		☐ 普通 ☐ 当座				
	金融機関コード(※)				店番号				(※)金融機関コードが不明な場合は空白で構いません。
	口座 カナ名義	(カタカナ)							

※ 口座名義人（カナ）については、通帳の見開きページより記載してください。

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。（法人の場合は、当該法人の口座に限ります。）

【宣誓・同意】

☐ 下記の宣誓・同意事項について同意します。

伊達市原油価格・物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の申請に当たり、次の1から2までのいずれにも宣誓し、次の3から9までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）に支援金を返還致します。

1. 支給要件を満たしていること。
2. 基本情報及び証拠書類等に虚偽のないこと。
3. 要領で定める確定申告書並びにその他証拠書類を5年間保存すること。
4. 実行委員会の求めに応じて、3で保存している情報を速やかに提出すること。
5. 実行委員会が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
6. 無資格受給（申請が支給要件を満たさないにもかかわらず支援金を受給することをいう。）又は正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。
7. 提出した基本情報等が支援金の事務のために第三者に提供される場合（支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報から取得される場合（支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の個人情報から取得する場合を含む。）があること。
8. 申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市等）の求めに応じて実行委員会が情報を提供することに同意すること。
9. 支給要領に従うこと。

提出書類チェックリスト

※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

☐ 確定申告書等	☐ 帳簿書類等（営業実態がわかるもの）
☐ 本人確認書類（個人のみ）	☐ 通帳の写し（オモテ面・通帳を開いた1、2ページ）
☐ 履歴事項全部証明書（法人のみ）	

※添付書類については、リーフレット、要領を確認の上、忘れずに添付してください。

※以下の欄には記載しないでください。

交付決定額 （基本額）	円
----------------	---

審査	担当

※事務局受付印

伊達市原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書

(一般事業者用)

令和 4 年 月 日

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会 様

以下のとおり、支援金の交付を申請します。

申請者の情報	本社・本店所在地	〒														
	申請事業者名 (法人名又は屋号 及び個人事業者 等氏名)	フリガナ														
		法人名又は屋号														
		代表者役職														
		フリガナ														
		代表者名	姓							名						
	申請者の種別	選択	☐ 法人	法人番号												
		☐ 個人事業者	個人事業者の自宅住所 (上記所在地と異なる場合のみ記載) 〒													
	担当者名	フリガナ														
		氏名	姓							名						
	連絡先	固定電話							携帯電話							
	事業概要	業種							事業内容							
		URL							E-mail							
		最近一年間における概算売上高						円								
		従業員数	正社員	人	パート アルバイト	人	資本金・出資金	円								
設立年月日		西暦	年	月	日	決算月 ※法人の場合	月									
対象事業所等 (本社・本店 が伊達市以外 の場合のみ記 載)	住所						名称									
	〒 伊達市															
伊達商工会議 所との関係	☐ 継続支援関係にあたる(会員) ☐ 継続支援関係にあたらぬ(非会員)															

※継続支援関係とは、伊達商工会議所の会員のことをいいます。

【交付申請額】

下記の交付申請額を申請します。

申請額	中小企業者	小規模企業者	個人事業主
☐	10万円	☐	5万円

中小企業に該当する事業者は、従業員名簿等の証拠書類の提出が必要です。

【給付金の加算額】

下記の加算額を申請します。

加算額	市内に複数店舗		事業所等の情報				
	☐	5万円	名称			従業員数	人
			住所	伊達市			

上記に記載した事業所等の実在が確認できる証拠書類の提出が必要です。

(注) 裏面にも記載事項があります。

【口座振込の申出】

実行委員会から交付される支援金については、下記への口座振込を申し出ます。

口座振込の申し出	金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合		店名		預金種目		口座番号（右詰めで記入）					
				本店 支店		☐ 普通 ☐ 当座							
	金融機関コード(※)					店番号			(※) 金融機関コードが不明な場合は空白で構いません。				
	口座 カナ名義	(カタカナ)											

※ 口座名義人（カナ）については、通帳の見開きページより記載してください。

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。（法人の場合は、当該法人の口座に限ります。）

【宣誓・同意】

☐ 下記の宣誓・同意事項について同意します。

伊達市原油価格・物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の申請に当たり、次の1から2までのいずれにも宣誓し、次の3から9までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）に支援金を返還致します。

1. 支給要件を満たしていること。
2. 基本情報及び証拠書類等に虚偽のないこと。
3. 要領で定める確定申告書並びにその他証拠書類を5年間保存すること。
4. 実行委員会の求めに応じて、3で保存している情報を速やかに提出すること。
5. 実行委員会が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
6. 無資格受給（申請が支給要件を満たさないにもかかわらず支援金を受給することをいう。）又は正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が発覚した場合には、支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。
7. 提出した基本情報等が支援金の事務のために第三者に提供される場合（支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。）及び支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報等が第三者から取得される場合（支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。）があること。
8. 申請書に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、保健所、市等）の求めに応じて実行委員会が情報を提供することに同意すること。
9. 支給要領に従うこと。

提出書類チェックリスト

※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

☐ 確定申告書等	☐ 帳簿書類等（営業実態がわかるもの）
☐ 本人確認書類（個人のみ）	☐ 通帳の写し（オモテ面・通帳を開いた1、2ページ）
☐ 履歴事項全部証明書（法人のみ）	

※添付書類については、リーフレット、要領を確認の上、忘れずに添付してください。

※以下の欄には記載しないでください。

交付決定額 （基本額＋加算額）	円	審査	担当	※事務局受付印

年 月 日

様

伊達市新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策実行委員会

伊達市原油価格・物価高騰対策支援金交付決定通知書

先に申請のありました標記の件につきまして、審査の結果、次のとおり交付決定しましたのでお知らせします。

記

交付決定番号 _____

交付決定額 _____ 円

振込予定日 _____ 年 月 日

なお、伊達市原油価格・物価高騰対策支援金は、法人の場合は法人税法上の益金として、個人事業主の場合は所得税法上の収入として、課税対象となりますのでご留意下さい。

【お問合せ先】

伊達市新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策実行委員会事務局
(伊達商工会議所内)
電話 0142-23-2222

年 月 日

様

伊達市新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策実行委員会

伊達市原油価格・物価高騰対策支援金不支給決定通知書

先に申請のありました標記の件につきまして、審査の結果、次のとおり不支給決定しましたのでお知らせします。

記

不支給決定の理由

【お問合せ先】

伊達市新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策実行委員会事務局
(伊達商工会議所内)
電話 0142-23-2222